

オルタナティブ提言にむけて

ジェンダー公正、ジェンダー平等な社会に向けて

船橋邦子

1、女性の人権は人権である

1995年国連第4回世界女性会議においてスローガンとされた、当然過ぎるほどの命題「女性の人権は人権である」は世界のいたる所で女性の人権が確立していない状況を明らかにしている。日本においても同様であることは以下の数値が示している。

日本女性の政治的、経済的、社会的、文化的地位は、2009年国連が発表したジェンダーエンパワメント指数（GEM＝政策決定過程にいる女性の割合）によると57位、世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数（GGI）では101位である。ジェンダー間における不均衡な力関係は夫からの暴力、セクシュアルハラスメントや性暴力を生み人間としての尊厳や身体の自己決定権や自由を、ときには生きる力まで奪っている。女性の自殺は世界3位、男性は10位という数字は男女ともに生き続けることの困難さ象徴している。

しかし見方を変えると、力による支配とコントロールを正当化してきた男性中心社会が浄化能力を決定的に喪失したサインであり、その意味でジェンダーは現代の問題解決のキー概念である。

「女性の人権は人権である」という普遍的真理が実感できるのがジェンダー平等社会である。それは①ジェンダー間格差のない人間の尊厳が侵されることのない生活と働く権利が保障される社会 ②男女二分法を超えて、個として多様な潜在能力を活かして相互に支え合う社会 ③基本的人権としての性の自己決定権が保障され暴力のない、安心して子どもを産み育て、老いを迎えられる持続可能な社会である。

この社会の実現にはジェンダーに敏感な視点で、あらゆる領域を問い直し、ジェンダー主流化を進めることが不可欠である。しかし、まず優先すべき課題として、いかに性別分業体制を解体するか、希望のある持続可能な社会であるために何が不可欠かを提言したい。

2、性別分業システム解体と雇用・税制。

男女二分法による異性愛を前提とした家族単位の社会システムは性別分業、性別役割を固定してきた。男性稼ぎ主モデル（大沢）の税制、社会保障制度は性別分業をベースとしたものである。この制度が性別役割を固定化し、女性から自立できる労働権を奪い、生き方を選択できない不自由さを強いてきた。女性を非正規雇用という不安定労働に追いやられ稼働力の低さのために女性の大半が貧困であるのも、この制度に由来している面が大きい。

貧困には女性の顔があると言われるように貧困の女性化の解決は地球規模の問題である。にもかかわらず、世帯単位のなかで貧困問題は見え、長い間、日本のジェンダー平等政策の対象にはされてこなかった。しかし2000年に入り、新自由主義政策の徹底化で格差は一層拡大し、女性の貧困は深刻化している。1985年均等法以降、労働力の調節弁として女

性たちは非正規雇用者として労働市場に参入し、現在、労働市場の半分近くを担っているが非正規労働者の割合は53.6%で非正規労働者の7割を女性が占めている。そのため年収200万円未満層の労働者のうち女性は8割、女性労働者の62%が年収200万円未満である(2007年度)。この背景にあるのが性別分業に基づく家父長的家族を前提とした世帯単位の社会システムである。1980年代、社会保障費を抑制するために登場した「日本型福祉社会」は、家族は一心同体という家族イデオロギーに基づいてケア労働(介護・育児)を女性の無償労働に依存する政策をとり性別分業は再編強化されてきた。

しかし少子化による労働力人口の減少に伴う労働力不足と超高齢社会の社会保障費用の増加は、女性に経済的自立と納税者の義務を負うことを要請している。言い換えれば、もはや性別分業を前提とした社会システムは変えざるを得ない客観的情勢にあると言える。またケア労働不足による育児放棄や児童虐待、高齢者虐待など、さまざまな社会矛盾もまた社会変革の必要性を訴えている。

まずは、このことを認識したうえで性別分業解体の政策として次の課題を提起したい。

女性が担ってきたケア労働を目に見えるものにし、ケア労働の社会化を進めること、具体的には保育所や高齢者ホームの充実を図ること。また男女ともに経済的に自立し、男女ともにケアする権利を行使できる制度をつくり、ケア労働を共有していくこと。さらに税制、社会保障制度を個人単位にすることで扶養控除を廃止すること。女性の労働権を確立し、均等待遇や同一価値労働、同一賃金で経済的自立を保障すること。ケアと両立する働き方ができる労働システムをつくることである。

3、安心して産める社会を、育てられる社会を

日本政府は男女共同参画政策を少子化対策と一体化して進めてきた。1989年特殊合計出生率1.57ショックで政府も財界は「育児休業法」を制定し、全国の自治体では「エンゼルプラン」など出産奨励推進政策がとられた。しかし2005年には1.25まで下がり、少子化対策は効を奏しているとは言い難い。将来への不安を抱き、生き難さのなかにいる女性自身がどうして安心して子どもを産み育てられるか。若者の2人に1人が非正規雇用、若者の相対的貧困率はアメリカに次いで2位という現状は、結婚したくてもできない、子どもを持ちたくても持てないという結果を生みだしてきた。妊娠から出産、子育てが安心してできる環境を整備することは公的責任、国家や自治体の義務である。子どもが産みたくても産めない社会は持続可能な社会ではない。また産んだ女性は第1子出産後7割が職場を去っている。仕事と子育ての両立の制度が確立していないことと大きく関係している。子育ての社会化のひとつである保育所は待機児童が激増している。親の収入にかかわらず、すべての子どもを大切に育てよう、という「子どもの権利保障」の視点に立った公的保育の整備が求められる。ところが新政権は前政権の保育政策を継承している。ひとつは民営化路線であり、もう一つは「ワーク・ライフ・バランス(WLB)」(仕事と生活の調和)政策である。民営化問題は、「利用者の多様なニーズにこたえられる」よう企業や参入

を呼びかけ市場化を図っている。WLB政策は少子化対策として出されたもので企業や個人の自主性に委ねられた「ここがけ論」にすぎず、誰が享受できるかといえば恵まれた労働環境にある一部のエリートに限られる。WLB政策推進の前に取り組むべき課題は最低生活費の保障、均等待遇、長時間労働の規制、働き方を選択する権利の保障である。人間らしい働き方の可能性なくしては安心して産める社会を、育てられる社会とはいえない。

4、近代の価値にとって替る新たな価値創造と運動の展開に向けて

以上、ジェンダー平等のオルタナティブ社会の構築をめざして政策課題を中心にのべてきた。ジェンダーの主流化を進めていくためには学際的（interdisciplinary）ではなく、総合的（holistic）な視点が大切である。女性差別撤廃条約の前文は、性差別と貧困、戦争の相互連関を示唆し、力の論理を正当化してきた近代の価値にとって新たな価値創造と示唆している。「国連女性の10年」の三大テーマは「平等・開発・平和」も同様である。

しかし日本の政策では「開発・平和」のテーマは捨象されてきたと言っても過言ではない。この政府や自治体の動きにたいして女性運動もまたタテ型だった。横断的ネットワークをいかにつくりだすかは今後の課題である。

またジェンダーに敏感な視点をもった人材が政策決定過程及び執行機関に一定程度（30%といわれている）存在することが不可欠である。また総合的・横断的に推進していく体制の強化が必要である。そのためには政策提言を含めた運動と政策決定者・推進者との緊張関係と保ちつつ、いかに協働関係を構築するかが重要である。

国や自治体への提言活動以上に重要なのは、社会構造によって作りだされた弱者同士が繋がり、支援し合い、力の論理に支配されない、それにとって替る価値観や文化をつくりだす活動をいたるところに創りだしていくことだ。その場合、弱者といってもポジシヨナティによって決して1枚岩ではない。より力があるものは、そのことを自覚することが求められる。また成果や効率ではなくプロセスを重視する日常活動の積み重ねのなかから、脱暴力の男性中心社会にとって替るオルタナティブな価値を創造し、ジェンダー平等に近づく一歩なのではないか。ジェンダー平等社会は、人にやさしくなれる自分がいることを幸せに思えるような人によって構成される暴力のない平和な社会なのだ。